

大館市創業支援補助金 Q & A

1. 補助対象者について

Q 1-1 : 特定創業支援事業とは何ですか。

A 1-1 : 大館商工会議所または大館北秋商工会から、経営、財務、人材育成、販売の方法等に関する知識を1ヵ月以上かつ4回以上にわたって個別指導を受けることを指します。

Q 1-2 : いつまでに特定創業支援事業を受ける必要がありますか。

A 1-2 : 創業する前までに受ける必要があります。

Q 1-3 : 既に創業（開業届提出済、法人設立登記済）していますが、対象となりますか。

A 1-3 : 既に創業をしているかたは補助対象とはなりません。この制度では、新たな創業者を支援の対象としています。

Q 1-4 : 一度廃業した者が再チャレンジで応募することは可能ですか。

A 1-4 : 可能ですが、以前の事業と違うことが条件です。審査時には事業の実現可能性などを審査します。

Q 1-5 : 既に事業を営んでおりますが、別事業で創業する場合は対象となりますか。

A 1-5 : 対象となりません。他の事業に従事していないことが条件です。

Q 1-6 : 学生や無職の場合は対象となりますか。

A 1-6 : 創業を目指すかたであれば対象となります。

Q 1-7 : 申請したが事業の承認を受けられなかった場合、再申請はできますか。

A 1-7 : 当初申請の事業計画を見直しの上、当初の申請内容との違いが明確であれば申請することは可能です。

2. 補助対象事業について

Q 2-1 : 業種に制限はありますか。

A 2-1 : 要綱の別表 1 に掲げる業種は対象とならないほか、公序良俗に反する事業は対象となりません。このため、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に定める風俗営業に該当する業種は対象としておりません。

Q 2-2 : 事業実施地として大館市外を検討していますが、対象となりますか。

A 2-2 : 対象となりません。大館市に本社機能を置くだけでなく、実体として大館市内で事業活動を営むことが必要です。実際の拠点が大館市外と見受けられる場合は対象とはなりません。

Q 2-3 : 家族の事業を引き継ぐ場合は対象になりますか。

A 2-3 : 個人・法人を問わず対象となりません。ただし、専従者でなかったものが事業を引き継ぎ、元の事業主が経営に参加していない場合は対象とします。

Q 2-4 : 父親の事業を専従者として手伝っていますが、独立して同様の事業を始めようと考えていますが、申請できますか。

A 2-4 : 生計を別にし、個別に事業主として所得税の申告を行う場合は申請できます。ただし、同じ事業を便宜上分けただけと見受けられる場合は申請できません。

Q 2-5 : 国や県などの他の補助制度との併用は可能ですか。

A 2-5 : 可能です。ただし、同一費目に対する重複利用は認められません。
例えば、この制度で導入した設備に対し、ほかの補助制度を適用することはできません。

Q 2-6 : 個人事業者が新たに法人を設立する場合は対象となりますか。

A 2-6 : 従来の個人事業として営んでいた事業を拡大・継続するために法人化する場合は、単なる既存事業の法人化に過ぎないため対象とはなりません。たとえ定款により新たにほかの事業を併せ行うものとしても対象外となります。

Q 2-7 : 既存の個人事業者や法人を組織化し、新たな事業主体を立ち上げる場合は対象となりますか。

A 2-7 : 既存事業の拡大・継続など単なる組織化に過ぎないものは対象とはなりません。

3. 補助対象経費について

Q 3-1 : 設備導入費について、中古品は対象となりますか。

A 3-1 : 中古品は価格設定の適性が明確でないことが一般的であるため、対象とはなりません。

Q 3-2 : 申請前に購入したものがありますが、補助金の対象となりますか。

A 3-2 : 対象とはなりません。補助の対象となる経費は、市が事業承認をした後に発注、契約、納品、支払したものに限られます。

Q 3-3 : 本人または親族・兄弟が所有する不動産を事務所等として使用した場合の敷金・礼金は対象となりますか。

A 3-3 : 三親等以内の親族へ支払われるものについては、対象とはなりません。

Q 3-4 : 補助対象事業承認日より前の事前着工について、やむを得ない事情がある場合であっても認められますか。

A 3-4 : 認められません。事前の承認が必要です。

Q 3-5 : クレジットカードでの支払いも補助対象となりますか。

A 3-5 : 対象となります。ただし、創業から1ヵ月以内にカードでの支払いを行ったことを証する書類（請求明細等）をご準備ください。

Q 3-6 : 起業者の家屋（保有資産）に事務所・店舗を併設する場合、改築工事費を対象とすることはできますか。

A 3-6 : 対象とすることはできません。

Q 3-7 : 同店舗内でスペースをシェアして異なる事業者が創業する場合、補助対象とすることはできますか。

A 3-7 : スペースの使用区分が明確であれば、使用面積の割合を考慮したうえで、対象とすることができます。

4. その他

Q 4-1 : 創業に相当の資金が必要ですが、自己資金や補助金を含めても資金不足が見込まれます。資金調達に活用できる融資制度などはありませんか。

A 4-1 : 県の融資制度として「創業支援資金」があります。これは、信用保証協会の保証付きで県内金融機関が融資窓口となって、自己資金の範囲内で最高2千5百万円まで融資が可能となっているものです。詳細は各金融機関の窓口にご相談ください。また、日本政策金融公庫においても起業者向けの融資制度があります。